



2018年 9月26日  
第29号

**JR東労組**   
**Yokohama**

**JR東労組横浜地本**  
発行人 助川一実  
編集 情宣部

横地申第20号

**「横浜支社管内で発生した、『省令違反』適性検査の資格を  
持たない社員が運転取扱業務に従事した事象」に関する緊急申し入れ  
団体交渉実施！！②**

～①からのつづき～

3、有資格者が現地責任者として現場に駆けつけているため対応できないと断っているにもかかわらず、隣接駅に操作の問い合わせをして ATOS 端末を操作するように指示したことに対する会社見解を示すこと。

駅社員と輸送指令との意思疎通に齟齬が生じたものである。

4、有資格者の養成を早急に行い、異常時に対応できる有資格者を2名以上の配置を行うこと。

業務運営上必要な要員は配置している。

<組合>会社回答において、「齟齬」があったとあるが、指令の指示に基づいた結果今回の事象が発生した以上、最終的には組織事故になるのではないかと認識する。

<会社>指令からの指示です。当該社員は今回の事象について有資格者でないと扱うことはできないことは認識している。

<組合>この間の会社施策によって、駅に信号所があっても資格を有する社員が複数いないことが多い。そのような駅の現状を指令は認識しているのか。

<会社>日に何人の社員が出勤していて、誰が有資格者などの具体的なものまでは把握していないがどの駅が管理駅でどの駅が被管理駅であるかは把握している。

<組合>今後駅における有資格者を助役や輸送職社員以外に営業系の社員でも扱えるよう教育していく考えはあるのか。

<会社>今後の退職や登用ふくめて計画的に教育していく考えである。まずは必要な箇所に必要な要員を配置していく考えである。

<組合>会社として武蔵溝ノ口駅はどのようなポジションで考えているか。

<会社>電留線や折り返し設備、また乗り換えのジャンクション駅であるため、重要な駅と認識している。

<組合>今後の駅の体制含めて、再発事故防止の観点からどのようなサポート体制を取っていくのか。

<会社>これまでも必要な箇所に対してはサポートしてきた。今後も営業として55H教育など必要な教育は実施するとともに、訓練などの機会も出来る限り実施していく。

5、今回の事象で、ATOS 端末を扱った社員に不利益が生じないようにすること。

就業規則等に則り取り扱う。

<組合>当該社員に対しての不利益は生じないことで良いか。

<会社>事故報告等の手続きは特にはない。

**示された対策に実効性があるのか？会社の回答を見ると事故はなくな  
らない！！今後も再発防止に向けて、職場から安全議論を巻き起こし、  
JR東労組と共に働きやすい職場を創ろう！**